

和歌山地方法務局からのお知らせ

手続案内は**予約制**により行っています。

和歌山地方法務局では、登記手続案内を、待ち時間なく案内させていただけるよう予約制により行っています。

登記手続案内を希望される登記所の窓口又は電話で、ご希望の日時をお知らせください。

予約による登記手続案内日時

【登記部門】

月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く。）

午前9時00分から午前11時40分まで

午後0時30分から午後4時40分まで

【支局】

各支局に直接お問い合わせください。

予約先

音声ガイダンスに従い、番号を選択してください。

登記部門	073-422-5131	（②番を選択）
橋本支局	0736-32-0206	（②番を選択）
田辺支局	0739-22-0698	（②番を選択）
御坊支局	0738-22-0335	（②番を選択）
新宮支局	0735-22-2757	（②番を選択）

【注意】湯浅出張所・岩出出張所で取り扱っていた事務は、令和3年1月12日（火）から登記部門で取り扱っています。

登記の申請書の様式・作成方法については、 「法務局ホームページ」でご案内しています。

法務局ホームページ
(不動産登記申請手続)

法務局ホームページ
(商業・法人登記申請手続)

ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。
予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。

見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。
申請書類にどのような内容を記載するか説明します。

ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得したりするなどにより、ご自身で確認してください。

作成が難しい方は

時間に制約のある方や、作成が難しい方は、司法書士や土地家屋調査士などの専門家に依頼することを検討してください。
和歌山県司法書士会においても無料相談会を行っております。

和歌山県司法書士会

検索

和歌山県土地家屋調査士会

検索

補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。
登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。

事前の審査・法的判断は

できません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。

申請資格のない方お断り

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。
本人確認していますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方（税理士、行政書士、委任状のない代理人等）は、お断りします。
◎資格者代理人は書面照会をしてください。（司法書士・土地家屋調査士・弁護士）

多くの方にご利用いただけるよう努めています。

ご協力のほど、よろしくお願いたします。

和歌山地方法務局